



# 島根県報

平成23年11月11日（金）

第 2, 3 4 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

換地処分	（農 村 整 備 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（       "       ）	3

**【特定調達公告】**

I C免許証追記装置の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	4
運転者管理業務用装置の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（       "       ）	5

**告 示****島根県告示第732号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、雲南市土地改良区から平成23年10月24日付けで斐伊地区（第2工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第733号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 (1) 加入区の名称

美保関町加入区

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄24に掲げる漁業の区分

## 2 (1) 加入区の名称

美保関町加入区

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄25に掲げる漁業の区分

**島根県告示第734号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成23年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

今井書店出雲店 出雲市高岡町1237-1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地 5

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社松江今井書店 代表取締役 今井 直樹 島根県松江市殿町63番地

(変更後) 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 島根県松江市殿町63番地

(4) 変更の年月日

平成18年12月 1 日

2 届出年月日

平成23年10月31日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

## 島根県告示第735号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成23年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ益田ショッピングセンター 益田市常盤町 4 番38号外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役社長 領家 康元 島根県益田市常盤町 4 番38号

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

(変更前) 第1駐車場: 45台

第2駐車場: 255台

(変更後) 第2駐車場: 255台

第3駐車場：45台

イ 駐輪場の位置

(変更前) 店舗北西側：32台

第1駐車場内：28台

(変更後) 店舗北西側：32台

店舗南東側：28台

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口：3箇所(第2駐車場)

入口：2箇所、出口：2箇所(第1駐車場)

(変更後) 出入口：3箇所(第2駐車場)

出入口：1箇所(第3駐車場)

(4) 変更の年月日

平成24年6月28日

2 届出年月日

平成23年10月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター(益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成23年11月11日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

1 落札に係る物品等又は役務の名称

I C免許証追記装置の賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

- 3 落札者を決定した日  
平成23年10月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社中国支店  
広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号
- 5 落札金額  
52,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成23年8月23日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年11月11日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
運転者管理業務用装置の賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成23年10月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社中国支店  
広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号
- 5 落札金額  
40,458,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成23年8月23日